

静岡県人権啓発センターライブラリー業務管理運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県人権啓発センター（以下「センター」という。）が管理運営するライブラリー業務に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 ライブラリー業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 図書・資料の閲覧
- (2) 図書・資料の館外貸出し
- (3) 視聴覚教材の視聴
- (4) 視聴覚教材の館外貸出し

(図書・資料の閲覧及び視聴覚教材の視聴)

第3条 図書・資料はライブラリー内において自由に閲覧することができる。視聴覚教材を視聴しようとする者は、センター職員に申し出た上で、指定された場所で視聴しなければならない。なお、視聴覚教材の視聴については、概ね1時間程度を限度とする。

(図書・資料及び視聴覚教材の館外貸出し)

第4条 図書・資料及び視聴覚教材については、貸出しをすることができる。ただし、行政資料その他センターが指定するものについては、貸出しをすることができない。

(利用者の範囲)

第5条 図書・資料及び視聴覚教材を利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 県内に在住若しくは居所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 県内の市町・企業・学校等
- (3) その他、県健康福祉部地域福祉課人権同和対策室長（以下「室長」という。）が適当と認める者

(貸出しの手続)

第6条 図書・資料及び視聴覚教材の貸出しを受けようとする者は、ライブラリー借用書(様式第1号)をセンターに提出しなければならない。

- 2 同時に貸出しを受けることのできる図書・資料の数は5冊、視聴覚教材は3本までとし、貸出期間は、貸出しを受けた日から原則15日以内とする。ただし、返却の日が閉庁日にあたる場合は、その翌日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、室長が必要と認める場合はこの限りではない。

(貸出しの予約)

第7条 電話等により希望する図書・資料及び視聴覚教材の貸出しを予約することができる。

2 予約は3ヶ月先までとし、同時に予約することのできる数は貸出しを受けることのできる数までとする。

(利用者の遵守事項)

第8条 ライブラリーの利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書・資料及び視聴覚教材の毀損防止に努めること。
- (2) 利用に際し、毀損箇所等があればセンターに報告し、その指示に従うこと。
- (3) 利用者は図書・資料及び視聴覚教材を転貸又は複写・複製してはならない。このことに違反したことにより発生した損害は、利用者がその責を負う。
- (4) 借受けた視聴覚教材は、会費を徴収して上映しないこと。
- (5) 返却の期日を遵守し、ビデオテープについては巻き戻しをして返却すること。

(費用)

第9条 図書・資料及び視聴覚教材の貸出しは無料とする。

(損害の賠償)

第10条 利用者は、図書・資料及び視聴覚教材を亡失し、又は毀損し、若しくは著しく汚損したときは、速やかにライブラリー事故報告書(様式第2号)を提出し、同一の図書・資料及び視聴覚教材又はそれに相当する代価により損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由によると室長が判断した場合は、この限りではない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ライブラリーの利用に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この要領は平成23年5月17日から施行する。

附 則

この要領は令和元年5月7日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

(様式第1号)

ライブラリー借用書

静岡県人権啓発センターライブラリー業務管理運営要領に従い、下記について借用します。

記

1 借 受 品 (使用年月日: 年 月 日)

区分	No.	タイトル等
ビデオ・DVD・図書等		

2 返 却 期 日 年 月 日 (午前 ・ 午後)

3 使 用 の 目 的

4 対 象 者

5 参 加 予 定 人 員 人

(使用上の注意)

- ・ 使用中又は輸送中の破損・汚損には十分注意してください。
- ・ 借受品の転貸、複写・複製は禁止です。
- ・ 返却期日を遵守してください。

年 月 日

静岡県人権啓発センター長

借受者 住 所

団 体 名

責任者氏名

電 話 番 号

センター記入欄

受付日	貸出日	貸出前確認	確認者	返却日	返却時確認	検収者

(様式第 2 号)

ライブラリー事故報告書

静岡県人権啓発センター長 様

借受者 住 所
団 体 名
責任者氏名
電 話 番 号

下記のとおり、借用した（図書・資料・視聴覚教材）を（亡失・毀損）しましたので、報告します。

記

区 分	図書 ・ 資料等 ・ ビデオ ・ DVD
タ イ ト ル 等	
借 用 年 月 日	
使 用 目 的	
亡失又は毀損発生日時	
亡失・毀損の発生理由 及びその内容	
※処理	

※欄は記入しないこと。